

# 令和3年第1回定例会3月議会提出議案概要書

総務局総務管理室総務課  
総務局財務室

## 議 案 目 録

- 議案第 2 号 明石市企業版ふるさと納税地方創生基金条例制定のこと
- 〃 第 3 号 明石にじいろ基金条例制定のこと
- 〃 第 4 号 明石市新型コロナウイルス感染症の患者等に対する支援及び差別禁止に関する条例制定のこと
- 〃 第 5 号 明石市奨学金条例を廃止する条例制定のこと
- 〃 第 6 号 明石市交通災害等遺児養育福祉金支給条例を廃止する条例制定のこと
- 〃 第 7 号 明石市印鑑条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 8 号 明石市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 9 号 明石市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 10 号 明石市保健関係手数料徴収条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 11 号 明石市建設関係手数料徴収条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 12 号 明石市立ゆりかご園条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 13 号 明石市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 14 号 明石市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 15 号 明石市重度障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 16 号 明石市高齢期移行者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 17 号 明石市介護保険条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 18 号 明石市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 19 号 令和 2 年度明石市一般会計補正予算（第 11 号）
- 〃 第 20 号 令和 2 年度明石市一般会計補正予算（第 12 号）
- 〃 第 21 号 令和 2 年度明石市葬祭事業特別会計補正予算（第 1 号）

- 〃 第 2 2 号 令和 2 年度明石市国民健康保険事業特別会計補正予算  
(第 2 号)
- 〃 第 2 3 号 令和 2 年度明石市介護保険事業特別会計補正予算 (第 3  
号)
- 〃 第 2 4 号 令和 2 年度明石市後期高齢者医療事業特別会計補正予算  
(第 1 号)
- 〃 第 2 5 号 令和 2 年度明石市水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 〃 第 2 6 号 令和 2 年度明石市下水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 〃 第 2 7 号 文化財収蔵庫設置工事請負契約のこと
- 〃 第 2 8 号 権利の放棄のこと
- 〃 第 2 9 号 指定管理者の指定に係る議決事項一部変更のこと
- 〃 第 3 0 号 包括外部監査契約のこと
- 〃 第 3 1 号 市道路線認定のこと
- 〃 第 3 2 号 令和 3 年度明石市一般会計予算
- 〃 第 3 3 号 令和 3 年度明石市葬祭事業特別会計予算
- 〃 第 3 4 号 令和 3 年度明石市国民健康保険事業特別会計予算
- 〃 第 3 5 号 令和 3 年度明石市財産区特別会計予算
- 〃 第 3 6 号 令和 3 年度明石市公共用地取得事業特別会計予算
- 〃 第 3 7 号 令和 3 年度明石市石ヶ谷墓園整備事業特別会計予算
- 〃 第 3 8 号 令和 3 年度明石市地方卸売市場事業特別会計予算
- 〃 第 3 9 号 令和 3 年度明石市介護保険事業特別会計予算
- 〃 第 4 0 号 令和 3 年度明石市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 〃 第 4 1 号 令和 3 年度明石市病院事業債管理特別会計予算
- 〃 第 4 2 号 令和 3 年度明石市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会  
計予算
- 〃 第 4 3 号 令和 3 年度明石市水道事業会計予算
- 〃 第 4 4 号 令和 3 年度明石市下水道事業会計予算
- 報告第 1 号 損害賠償額決定専決処分につき報告のこと
- 〃 第 2 号 損害賠償額決定専決処分につき報告のこと
- 〃 第 3 号 損害賠償額決定専決処分につき報告のこと
- 〃 第 4 号 損害賠償額決定専決処分につき報告のこと

## 1 要 旨

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費に充てるため、明石市企業版ふるさと納税地方創生基金を設置することにつき、新たに条例を制定しようとするもの。

## 2 内 容

## (1) 基金に積み立てる額

一般会計歳入歳出予算で定める積立額

## (2) 繰替運用

財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

## (3) 基金の処分

設置の目的を達成するために必要があると認める場合に限り、一般会計歳入歳出予算に計上して、処分することができる。

## (4) その他

基金に属する現金の管理、運用益金の処理等を規定

## 3 施行期日

公布の日

## 1 要 旨

SOGIE（性的指向、性自認及び性表現の総称をいう。）にかかわらず、「ありのままがあたりまえのまち明石」の実現に向けた事業に要する経費に充てるため、明石にじいろ基金を設置することにつき、新たに条例を制定しようとするもの。

## 2 内 容

## (1) 基金に積み立てる額

- ア 市民、各種団体又は事業者が基金への積立てを指定した寄附金額等
- イ 一般会計歳入歳出予算で定める積立額

## (2) 繰替運用

財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

## (3) 基金の処分

設置の目的を達成するために必要があると認める場合に限り、一般会計歳入歳出予算に計上して、処分することができる。

## (4) その他

基金に属する現金の管理、運用益金の処理等を規定

## 3 施行期日

公布の日

## 1 要 旨

新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の発生時において市民の生命、健康及び人権を保護し、並びに市民生活及び市民経済の安定に資するため、感染症の患者等に対する市の支援に関して基本となる事項及び感染症の患者等に対する差別の禁止について定めることにつき、新たに条例を制定しようとするもの。

## 2 内 容

- (1) 感染症の影響を受ける市民への支援等に係る市の責務を規定
- (2) 感染症の発生又はまん延の防止のための事業者の責務を規定
- (3) 市が実施する市民及び事業者に対する支援について規定
  - ア 感染症の予防に関する知識の普及啓発
  - イ 感染症発生時の情報提供及び相談体制の充実
  - ウ 感染症の影響を受ける市民が安心して日常生活を営むために必要な支援
  - エ 感染症の影響を受ける市民の経済的負担の軽減
- (4) 市が実施する社会福祉施設等に対する支援について規定
  - ア 感染症の発生又はまん延を防止するための巡回指導、啓発活動
  - イ 感染症のまん延を防止するための措置に係る保健師等による指導及び助言
  - ウ 感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所の消毒に係る支援
  - エ 感染症のまん延の防止のための措置を講ずるに当たり必要な資材又は経費に係る支援
- (5) 感染症に感染したこと等を理由とする不当な差別的取扱いその他の権利利益を侵害する行為（以下「差別的取扱い等」という。）を禁止する。

(6) 差別的取扱い等を受け、又は受けるおそれがある者（以下「支援対象者」という。）に対する支援について規定

ア 支援対象者からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びに必要な情報を提供する支援

イ 支援対象者が安心して日常生活を営むために必要な経済的支援その他の支援

ウ 差別的取扱い等の防止のために必要な措置の実施その他の支援対象者の権利の擁護のために必要な支援

(7) 市の設置する新型コロナウイルス感染症対策本部について規定

### 3 施行期日

公布の日

1 要 旨

本市において高等学校等に在学する者を対象とした給付型の奨学金が創設されたこと及び国において高等学校等の就学支援金制度が拡充されたことにより、貸与型の奨学金が所期の役割を終えたことから、条例を廃止しようとするもの。

2 施行期日

令和3年4月1日



1 要 旨

近年の受給対象者の減少及び児童扶養手当等の公的給付の充実に伴い、交通災害等遺児養育福祉金が所期の役割を終えたことから、条例を廃止しようとするもの。

2 施行期日

令和3年4月1日

1 要 旨

SOGIEにかかわらず、「ありのままがあたりまえのまち明石」の実現に向けた本市の取組の一環として、印鑑登録原票への登録事項及び印鑑登録の証明事項から男女の別を削除しようとするもの。

2 内 容

印鑑登録原票への登録事項及び印鑑登録の証明事項から男女の別を削除する。

3 施行期日

令和3年4月1日

議案第 8 号

明石市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する  
条例制定のこと

1 要 旨

職員のサービスの宣誓に係る手続の簡素化を図るため、宣誓書から押印欄を削除しようとするもの。

2 内 容

新たに職員となった者が任命権者に提出する宣誓書から押印欄を削除する。

3 施行期日

公布の日

## 1 要 旨

国家公務員の取扱いに準じ、管理職の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等に勤務した場合に支給する管理職員特別勤務手当を新設するとともに、平成27年1月に抑制された昇給号数を若年層の一般職の職員を中心に復元するほか、所要の整備を図ろうとするもの。

## 2 内 容

## (1) 改正する条例

- ア 明石市職員の給与に関する条例
- イ 明石市立学校職員の給与等に関する条例
- ウ 明石市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- エ 公益的法人等への明石市職員の派遣等に関する条例
- オ 明石市一般職の任期付職員の採用並びに勤務時間及び給与等に関する条例
- カ 明石市会計年度任用職員の給与等に関する条例
- キ 明石市職員の特殊勤務手当に関する条例

## (2) 管理職の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等に勤務した場合に支給する管理職員特別勤務手当の新設

現行（管理職手当の加給）		改正（管理職員特別勤務手当）		
区 分	1月当たりの上限額	区 分	週休日・休日 ( )は6時間超	平日深夜
局長級	325円 (0.1時間分)	局部長級	8,500円 (12,750円)	4,300円
部長級	5,725円 (1.7時間分)	室次長級	7,000円 (10,500円)	3,500円
室次長級	19,725円 (5.7時間分)	課長級	6,000円 (9,000円)	3,000円
課長級	28,250円 (8.1時間分)			
※勤務1時間につき支給（上限額あり）		※勤務1回につき支給（上限額なし） ※平日深夜は午前0時から午前5時まで		

(3) 平成27年1月に抑制された昇給号数を若年層の一般職の職員を中心に1号給復元する。

(4) その他所要の整備

### 3 施行期日

令和3年4月1日

## 1 要 旨

食品衛生法の一部改正に伴い、飲食店等の営業許可申請に対する審査に係る手数料を見直すこと及び農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の施行に伴い、新たに創設された事務に係る手数料を新設することのほか、規定の整備を図ろうとするもの。

## 2 内 容

(1) 食品衛生法の一部改正に伴い、新たに営業許可を必要とされた業種の営業許可申請に対する審査に係る手数料を新設するとともに、既存の手数料について見直しを行う。

(2) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の施行に伴い、次の手数料を新設する。

ア 輸出証明書発行手数料

イ 施設認定農林水産物等適合施設認定申請審査手数料

(3) 引用法令の条項移動に伴う規定の整備

## 3 施行期日

令和3年6月1日。ただし、2の(2)は公布の日

## 1 要 旨

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正により新たに創設された事務に係る手数料を新設するほか、所要の整備を図ろうとするもの。

## 2 内 容

### (1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料の新設

ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正により、非住宅建築物の新築等における省エネ基準への適合義務の対象となる建築物が、延床面積 2,000 m<sup>2</sup>以上のものから 300 m<sup>2</sup>以上のものへと拡大されたことに伴い、次の延床面積の区分に応じた手数料を新設する。

(ア) 300 m<sup>2</sup>以上 1,000 m<sup>2</sup>未満

(イ) 1,000 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満

イ 建築物の用途が工場、倉庫等である場合、判定に要する事務が軽微なこと等から、当該判定に係る手数料を別に定める。

### (2) 次の手数料について、(1)アに準じた区分及び手数料を新設する。

ア 建築物エネルギー消費性能向上計画認定に係る手数料

イ 建築物エネルギー消費性能基準適合認定に係る手数料

ウ 低炭素建築物新築等計画認定に係る手数料

### (3) 引用法令の条項移動に伴う規定の整備

## 3 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

## 1 要 旨

地方自治法の規定に基づく指定管理者制度の導入に当たり、指定管理者が行う業務の範囲等を定めるほか、規定の整備を図ろうとするもの。

## 2 内 容

### (1) 指定管理者が行う業務の範囲を規定

ア 医療型児童発達支援事業等に関すること。

イ ゆりかご園の利用及び制限に関すること。

ウ ゆりかご園の維持管理に関すること。

エ その他市長が定める業務

### (2) 指定管理者にゆりかご園の管理を行わせる場合の利用料金制度（ゆりかご園の利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させるもの）について規定する。

### (3) 引用法令の条項移動に伴う規定の整備

## 3 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日



1 要 旨

高校生世代のこどもを持つ家庭の経済的負担の軽減を図るため、こども医療費助成の対象となるこどもの年齢の上限を18歳に引き上げるほか、訪問看護ステーションが行う訪問看護に要した費用をこども医療費助成の対象としようとするもの。

2 内 容

(1) 医療費助成の対象となるこどもの年齢上限の引上げ

(現行) 出生から15歳に達する日以後の最初の3月31日まで

(改正) 出生から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで

(2) 医療費助成の対象となる費用の追加

訪問看護ステーションが行う訪問看護に要した費用を助成対象とする。

(3) その他所要の整備

3 施行期日

令和3年7月1日

1 要 旨

高校生世代のこどもについて母子家庭等医療費助成とこども医療費助成の併給を可能とするとともに、訪問看護ステーションが行う訪問看護に要した費用を母子家庭等医療費助成の対象とするほか、所要の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

- (1) こども医療費助成の対象となるこどもの年齢上限の引上げに伴う対応  
高校生世代のこどもについて、こども医療費助成との併給を可能とする。
- (2) 医療費助成の対象となる費用の追加  
訪問看護ステーションが行う訪問看護に要した費用を助成対象とする。
- (3) その他所要の整備

3 施行期日

令和3年7月1日

1 要 旨

高校生世代のこどもについて重度障害者医療費助成とこども医療費助成の併給を可能とするとともに、訪問看護ステーションが行う訪問看護に要した費用を重度障害者医療費助成の対象とするほか、所要の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

- (1) こども医療費助成の対象となるこどもの年齢上限の引上げに伴う対応  
高校生世代のこどもについて、こども医療費助成との併給を可能とする。
- (2) 医療費助成の対象となる費用の追加  
訪問看護ステーションが行う訪問看護に要した費用を助成対象とする。
- (3) その他所要の整備

3 施行期日

令和3年7月1日

1 要 旨

訪問看護ステーションが行う訪問看護に要した費用を高齢期移行者医療費助成の対象とするとともに、所要の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

(1) 医療費助成の対象となる費用の追加

訪問看護ステーションが行う訪問看護に要した費用を助成対象とする。

(2) その他所要の整備

3 施行期日

令和3年7月1日

## 1 要 旨

普通徴収に係る保険料の納期を変更するとともに、保険料段階の判定に用いる基準所得金額の区分を見直すほか、所要の整備を図ろうとするもの。

## 2 内 容

(1) 普通徴収に係る保険料の納期を変更する。

(現行) 6月から翌年3月までの各月末日

(改正) 7月から翌年3月までの各月末日

(2) 所得段階ごとの第1号被保険者(65歳以上)の数を踏まえて、令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料段階の判定に用いる基準所得金額の一部を変更する。

保険料段階 (年間保険料)	改 正	現 行
第9段階 (90,163円)	150万円以上 <u>210万円</u> 未満	150万円以上 <u>200万円</u> 未満
第10段階 (105,660円)	<u>210万円</u> 以上 <u>320万円</u> 未満	<u>200万円</u> 以上 <u>300万円</u> 未満
第11段階 (108,477円)	<u>320万円</u> 以上 400万円未満	<u>300万円</u> 以上 400万円未満

(3) その他所要の整備

## 3 施行期日

令和3年4月1日

1 要 旨

介護保険施設、障害者福祉施設等の人員、設備、運営等に関する基準について定めた各種省令の一部改正に伴い、関係条例について所要の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

(1) 改正する条例

ア 介護保険法関係

明石市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例ほか8条例

イ 社会福祉法関係

明石市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

ウ 老人福祉法関係

明石市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例ほか1条例

エ 障害者総合支援法関係

明石市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例ほか5条例

オ 児童福祉法関係

明石市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例ほか2条例

(2) 事業を行うに当たっての一般原則又は基本方針に、事業者が利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための措置を講じなければならない旨を規定する。

(3) 運営基準の項目に、業務継続計画の策定その他の省令改正に伴い追加された事項を加える。

3 施行期日

令和3年4月1日

今回の補正は、歳出で、新型コロナウイルス感染症対応経費として、市内飲食店等への営業時間短縮の要請に対する新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業費の追加を行うとともに、歳入では、国庫支出金を追加するもの。

〔 補正額 128,700 千円 補正後 151,992,556 千円 〕

## 歳 入

国庫支出金 128,700 千円 総務費国庫補助金 128,700 千円

(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)

## 歳 出

補助費等 128,700 千円 新型コロナウイルス感染症  
拡大防止協力金事業費 128,700 千円

(市内飲食店等への営業時間短縮の要請に対する協力金)

歳出で、新型コロナウイルス感染症対応経費として、PCR検査等に係る新型コロナウイルス感染症対策事業費をはじめ、国の補正予算に伴う山手環状線・交通安全施設整備事業費及び執行見込み等による各種経費の補正を行うとともに、歳入では、財産収入等を追加し、市税、繰入金等を減額するもの。

また、併せて、繰越明許費の設定を行うもの。

〔 補正額 △2,527,113 千円 補正後 149,465,443 千円 〕

## 歳 入

市 税	△ 900,000 千円	法 人 市 民 税	△ 600,000 千円
		固 定 資 産 税	△ 260,000 千円
		都 市 計 画 税	△ 40,000 千円
地方消費税交付金	△ 200,000 千円	地方消費税交付金	
使用料及び手数料	△ 223,300 千円	衛生使用料等	
国庫支出金	308,844 千円	総務費国庫補助金	608,728 千円
		<small>（うち新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 598,244 千円）</small>	
		民生費国庫負担金	104,480 千円
		土木費国庫補助金	△ 404,364 千円
県 支 出 金	△ 202,645 千円	民生費県負担金	75,082 千円
		民生費県補助金等	△ 277,727 千円
財 産 収 入	545,200 千円	不動産売払収入等	
繰 入 金	△ 1,815,679 千円	財政基金繰入金	△ 1,600,000 千円
		減債基金繰入金	△ 210,000 千円
		福祉コミュニティー基金繰入金等	△ 5,679 千円
市 債	△ 43,904 千円	減収補てん債	900,000 千円
		猶予特例債	550,000 千円
		教 育 債	△ 895,700 千円
		土 木 債 等	△ 598,204 千円
その他収入	4,371 千円		



歳 出

人 件 費	317,071 千円	職員費(退職手当)等	
繰 出 金	64,416 千円	介護保険事業繰出金等	
補 助 費 等	58,625 千円	国県補助金精算等償還金	153,000 千円
		水産一般振興事業費	48,300 千円
		住宅耐震化促進事業費等	△ 142,675 千円
投資的経費	△ 2,123,047 千円	山手環状線・交通安全施設整備事業費	218,000 千円
		<small>(国補正に伴う用地購入費、移転補償費、道路舗装費の追加)</small>	
		小中学校施設整備事業費	△ 1,068,900 千円
		交通安全施設整備事業費	△ 446,750 千円
		高齢者福祉施設整備事業費	△ 221,018 千円
		交通政策事業費等	△ 604,379 千円
物 件 費	△ 346,888 千円	ふるさと納税促進事業費	80,000 千円
		新型コロナウイルス感染症対策事業費	55,000 千円
		<small>(市内医療機関・行政検査等PCR検査等経費の追加)</small>	
		法定予防接種事業費	41,000 千円
		埋蔵文化財発掘調査事業費等	△ 522,888 千円
扶 助 費	△ 243,900 千円	訓練等給付事業費	300,000 千円
		こども医療費助成事業費	△ 219,900 千円
		認可外保育施設等無償化事業費等	△ 324,000 千円
貸 付 金	△ 134,500 千円	中小企業融資対策事業費等	
公 債 費	△ 100,000 千円	長期債利子	
その他経費	△ 18,890 千円		

繰越明許費	2,564,300 千円	シティセールス事業	6,000 千円
		市役所新庁舎建設事業	69,000 千円
		高齢者・障害者サポート利用券発行事業	214,000 千円
		社会福祉施設等整備事業	14,000 千円
		赤ちゃん応援給付金給付事業	14,000 千円
		私立保育所・認定こども園整備 (待機児童緊急対策) 事業	139,000 千円
		新型コロナウイルスワクチン接種事業	94,600 千円
		(仮) 新明石クリーンセンター建設事業	14,000 千円
		土地改良事業	54,000 千円
		沿岸漁場整備・構造改善事業	35,000 千円
		新型コロナウイルス感染症 拡大防止協力金事業	128,700 千円
		天文科学館施設維持管理事業	29,000 千円
		海岸施設維持管理事業	19,000 千円
		明石港再整備事業	87,000 千円
		道路新設改良事業	233,000 千円
		交通安全施設整備事業	652,000 千円
		水路維持管理事業	17,000 千円
		交通政策事業	23,000 千円
		大久保駅前土地 区画整理事業	83,000 千円
		鳥羽新田土地 区画整理事業	41,000 千円
		街路整備事業	248,000 千円
		(仮称) 17号池 公園整備事業	246,000 千円
		都市公園安全・ 安心対策事業	14,000 千円
		市営住宅整備事業	64,000 千円
		小学校施設整備事業	4,000 千円
		埋蔵文化財出土資料整理事業	20,000 千円
		放課後児童健全育成事業	2,000 千円

今回の補正は、歳出で、葬祭事業費の委託料を減額する一方、公課費を追加するとともに、歳入では、葬祭事業収入を減額する一方、一般会計繰入金を追加するもの。

〔 補正額           △6,000 千円           補正後           483,819 千円 〕

## 歳 入

葬 祭 事 業 収 入	△21,200 千円	葬 祭 収 入
繰 入 金	15,200 千円	一 般 会 計 繰 入 金

## 歳 出

葬 祭 事 業 費	△6,000 千円	委 託 料	△11,000 千円
		公 課 費	5,000 千円

今回の補正は、歳出で、執行見込みによる各種給付費の補正を行い、職員費及び県支出金精算に係る償還金を減額するとともに、歳入では、国民健康保険料及び繰越金を減額する一方、繰入金を追加するもの。

[ 補正額           △298,600 千円           補正後           29,678,870 千円 ]

歳 入

国民健康保険料	△739,896 千円	一般被保険者 国民健康保険料	
県支出金	0 千円	保険給付費等交付金 (普通交付金)	△1,000 千円
		保険給付費等交付金 (特別交付金)	1,000 千円
繰入金	621,555 千円	一般会計繰入金	21,555 千円
		基金繰入金	600,000 千円
繰越金	△180,259 千円	前年度繰越金	

歳 出

総務費	△18,600 千円	職員費	
保険給付費	0 千円	一般被保険者 療養給付費	△4,000 千円
		退職被保険者等 療養給付費	4,000 千円
諸支出金	△280,000 千円	保険給付費等 交付金償還金	

今回の補正は、歳出で、執行見込みによる各種給付費の補正を行い、職員費を減額する一方、基金積立金及び国県負担金等精算に係る償還金を追加するとともに、歳入では、介護保険料を減額する一方、前年度繰越金等を追加するもの。

〔 補正額 631,463 千円 補正後 26,061,395 千円 〕

## 歳 入

介 護 保 険 料	△66,367 千円	第 1 号被保険者介護保険料
国 庫 支 出 金	42,110 千円	介護保険保険者努力支援交付金
繰 入 金	43,067 千円	一般会計繰入金
繰 越 金	612,653 千円	前年度繰越金

## 歳 出

総 務 費	△23,300 千円	職 員 費
保 険 給 付 費	0 千円	施設介護サービス等給付費 270,000 千円
		地域密着型介護サービス等給付費 △284,000 千円
		介護予防サービス等給付費 6,000 千円
		介護予防サービス計画等給付費 8,000 千円
基 金 積 立 金	361,263 千円	介護保険給付費準備基金積立金
諸 支 出 金	293,500 千円	国県負担金等精算金償還

今回の補正は、歳出で、後期高齢者医療広域連合納付金等を追加するとともに、歳入では、一般会計繰入金を減額する一方、後期高齢者医療保険料等を追加するもの。

[ 補正額 191,909 千円 補正後 4,395,830 千円 ]

## 歳 入

後期高齢者医療保険料	166,558 千円	後期高齢者医療保険料	
国庫支出金	239 千円	国庫補助金	
繰入金	△1,995 千円	一般会計繰入金	
繰越金	11,671 千円	前年度繰越金	
諸収入	15,436 千円	受託事業収入	

## 歳 出

後期高齢者医療 広域連合納付金	170,032 千円	負担金補助及び交付金	
保健事業費	21,400 千円	委託料	
諸支出金	477 千円	健康診査補助金返還金	207 千円
		国庫補助金等 精算金償還	270 千円

今回の補正は、給水戸数の増加等に伴う業務の予定量の変更を行うとともに、事業費用では執行見込みによる各種経費の補正を行い、事業収益では給水収益の減額等をするもので、当年度純利益 4,358 千円を予定するもの。

また、資本的支出では建設改良費の減額等をするとともに、資本的収入では企業債の減額をする一方、工事負担金の追加をするもの。

## 事業収益

営業収益	△825,000 千円	給水収益	△820,000 千円
		受託工事収益	△5,000 千円
営業外収益	120,000 千円	雑収益	

## 事業費用

営業費用	△447,500 千円	原水及び浄水費	△288,000 千円
		配水及び給水費	△37,500 千円
		受託工事費	△15,000 千円
		業務費	△16,500 千円
		総係費	△90,500 千円

## 資本的収入

企業債	△180,000 千円	企業債	
工事負担金	358,000 千円	工事負担金	

## 資本的支出

建設改良費	△419,000 千円	第 3 次整備事業費	△380,000 千円
		建設改良事業費	△30,000 千円
		事務費	△9,000 千円
企業債償還金	7,000 千円	企業債償還金	

今回の補正は、処理場整備費等の追加に伴う業務の予定量の変更を行うとともに、事業費用では執行見込みによる各種経費の補正を行い、事業収益では下水道使用料等の減額をするもので、当年度純利益 710,691 千円を予定するもの。

また、資本的支出では建設改良費の追加をするとともに、資本的収入では企業債及び国庫補助金の追加をするもの。

## 事業収益

営業収益	△20,000 千円	下水道使用料	△19,000
		その他営業収益	△1,000

## 事業費用

営業費用	△93,000 千円	管渠費	△4,200 千円
		処理場費	△6,900 千円
		水洗普及費	600 千円
		業務費	△6,500 千円
		総係費	△26,000 千円
		減価償却費	△50,000 千円
営業外費用	45,300 千円	消費税及び地方消費税	45,000 千円
		長期前払消費償却	300 千円

## 資本的収入

企業債	180,000 千円	企業債	
国庫補助金	157,000 千円	国庫補助金	

## 資本的支出

建設改良費	336,200 千円	管渠整備費	1,400 千円
		処理場整備費	334,800 千円



議案第 27 号

文化財収蔵庫設置工事請負契約のこと

1 工事概要

種 別	内 容	備 考
文化財収蔵庫設置 工事	建築工事一式	文化財収蔵庫（鉄骨造プレハブ 工法）新築
屋外付帯工事	建築工事一式	舗装、囲障、排水等

2 請負金額 金 193,600,000円

3 相手方 神戸市中央区磯上通4丁目1番6号  
大和リース株式会社 神戸支店  
支店長 角 一 吉 昭

(参考)

工事期限 令和4年1月31日

## 1 要 旨

住宅新築資金等貸付金（歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域の環境の改善を図るため、住宅新築、宅地取得等を行う者に対し、必要な資金を貸し付けたもの）に係る債権を放棄することについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるもの。

## 2 権利の内容

住宅新築資金等貸付金の元金、利息及び遅延損害金に係る支払請求権

## 3 放棄する債権の額及び理由

- (1) 債務者が無資力であるため回収できず、かつ、債権の消滅時効の10年が経過したことにより放棄するもの。

借受人	放棄する債権の額 (遅延損害金を除く)	備考
故人	2, 750, 452円	相続後に消滅時効完成

- (2) 借受人が破産免責を受けたこと、生活困窮であること、死亡したこと等の事情により回収が困難であるため放棄するもの。

なお、これらの債権は回収が困難であるものと国に認定され、回収不能助成金として滞納元利金の4分の3に相当する額が市に支払われている。

借受人	放棄する債権の額 (遅延損害金を除く)	備考
故人	6, 353, 282円	相続人：相続放棄 保証人：行方不明
故人	2, 207, 520円	相続人：生活困窮 保証人：死亡
明石市在住 の個人	6, 211, 585円	借受人：破産免責 保証人1：行方不明 保証人2：死亡
故人	8, 012, 795円	相続人：相続放棄 保証人：死亡

## 1 要 旨

平成26年第2回定例会12月議会において議決を受けた明石市立図書館（現：あかし市民図書館）及び明石市立西部図書館に係る指定管理者の指定について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、令和3年度に予定している次期指定管理者の候補者の選定を延期することに伴い、現指定管理者の指定期間を延長したく、議会の議決を得た事項の一部を変更するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるもの。

## 2 内 容

## 指定期間の変更

（変更前） 平成27年4月1日から令和4年3月31日まで

（変更後） 平成27年4月1日から令和6年3月31日まで

## （参考）

現指定管理者 T R C ・ 長谷工 ・ 神戸新聞グループ

## 1 要 旨

令和3年度包括外部監査契約を締結することについて、地方自治法第252条の36第1項の規定により、議会の議決を求めるもの。

## 2 内 容

## (1) 契約の目的

令和3年度包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告を受けること。

## (2) 契約の始期

令和3年4月1日

## (3) 契約金額

12,000,000円を上限とする額

## (4) 相手方

ア 住 所 神戸市東灘区森北町7丁目19-18

イ 氏 名 福 井 剛

ウ 資 格 公認会計士

## (5) 支払方法

業務完了後、請求を受けた日から30日以内に支払う。

## 1 要 旨

開発行為により引継ぎを受けた道路を市道路線として認定しようとするもの。

## 2 内 容

## (1) 今回認定する路線

ア 路線数	33 路線
イ 延長	2,085 メートル
ウ 面積	13,356 平方メートル

## (2) 認定後の路線

ア 路線数	3,190 路線
イ 延長	643,589 メートル
ウ 面積	4,640,907 平方メートル

議案第 3 2 号 ～ 議案第 4 4 号 省略

報告第1号  
 )  
 報告第4号

損害賠償額決定専決処分につき報告のこと

報告番号	要 旨	内 容
第1号	交通事故の損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和2年12月23日専決処分したので、報告するもの。	(1) 損害賠償額 金 72,600円 (2) 相手方 大久保東第一住宅管理組合 (3) 事故の内容 令和2年11月13日明石市大久保町高丘3丁目1番地の1の団地敷地内道路において、教育委員会事務局学校給食課の職員が運転する本市所有の軽貨物自動車が、前方から走行してきた乗用車に進路を譲るために道路脇に寄った際、相手方所有の花壇に接触し、損害を与えたもの。
第2号	損壊事故の損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和2年12月25日専決処分したので、報告するもの。	(1) 損害賠償額 金 93,500円 (2) 相手方 明石市在住の個人 (3) 事故の内容 令和2年12月18日明石市大久保町大久保町680番地の2の大久保蘭戸公園において、都市局都市整備室緑化公園課の職員が草刈機を使用して除草作業をしていた際、当該作業による飛散物が隣接する相手方所有の民家の窓ガラスに当たり、損害を与えたもの。
第3号	損壊事故の損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和3年1月8日専決処分したので、報告するもの。	(1) 損害賠償額 金 72,000円 (2) 相手方 明石市在住の個人 (3) 事故の内容 令和2年12月23日明石市魚住町錦が丘1丁目4番1の錦が丘北公園において、都市局都市整備室緑化公園課の職員が草刈機を使用して除草作業をしていた際、当該作業による飛散物が隣接する民家の車庫に駐車中の相手方軽乗用車に当たり、損害を与えたもの。

<p>第4号</p>	<p>交通事故の損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和3年2月3日専決処分したので、報告するもの。</p>	<p>(1) 損害賠償額 金 21,780円</p> <p>(2) 相手方 明石市在住の個人</p> <p>(3) 事故の内容 令和3年1月6日明石市相生町1丁目70番の7の空き地において、総務局税務室資産税課の職員が運転する本市所有の軽乗用車が発進した際、地中から突き出ている相手方所有の排水柵に接触し、損害を与えたもの。</p>
------------	---	--